

鶴岡市人口ビジョン改定支援業務委託仕様書

1 業務名

鶴岡市人口ビジョン改定支援業務委託

2 業務目的

本市の人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、本市のデジタル田園都市構想総合戦略を構成する重要な基礎と位置づけられている。

令和5年12月に「国立社会保障・人口問題研究所」では、令和2年国勢調査を基に、新たな「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を公表した。また、令和7年3月には山形県も新たな人口ビジョンを公表したことから、本市でも、改めて人口動向を把握し、将来推計人口を見直し、人口の将来展望について整理する必要があるため、人口ビジョンの改定に必要な支援を行うことを目的とする。

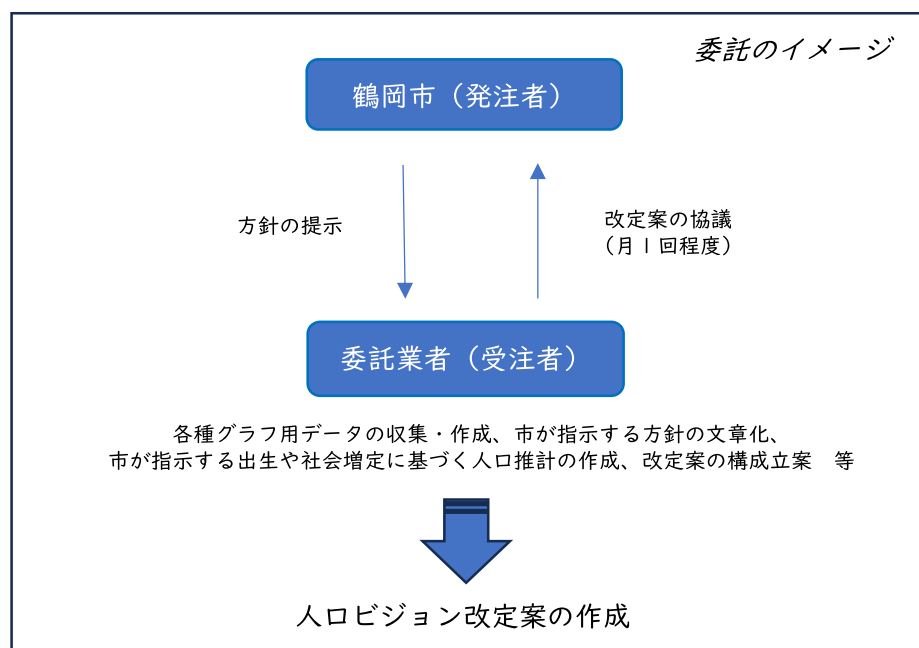
3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

また、受託者は、市担当者と協議・調整のうえ、協力して当該業務を充実させ、効果的に実施するためのコンサルティングを行うことを前提として、積極的な提案を行い、次の業務を行うものとする。



(1)現状分析、人口推計、将来展望

①人口動向の分析等（グラフ・分析の文章の作成）

国、県、市が示す調査分析項目等の各種統計データなどを活用し、時系列による人口動向等の特性や年齢別階級別の人口移動分析を行う。（20～30 項目程度）

- ・人口動態や経済指標等を活用した人口動向分析
- ・総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況分析
- ・性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況分析
- ・産業別の就業状況や雇用状況などの人口動向に関連する事項の分析
- ・上記のほか、必要に応じ、現鶴岡市人口ビジョン、現山形県人口ビジョンに記載されている項目と同等の現状分析も発注者と協議し行うものとする。

②将来人口推計

上記の現状分析を踏まえ、鶴岡市における独自の将来人口（概ね2070年まで）の分析を行い、その結果を整理する。また、今後の人口変化が地域の将来に与える影響について分析する。

※人口推計を行う際の出生や移動の条件については、受注者の提示を含め市と協議し決定するものとする。

※上記の推計を行うための参考として、国が提供している人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及び「将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）」を市から受注者へ提供可能である。

③人口の将来展望

- ・将来展望の分析
- ・目指すべき将来の方向性、基本的な施策の方向性の作成
- ・人口の将来展望（将来人口推計と同じ）

※将来展望の方針については受注者の提案を含め、市と協議し決定するものとする。

※②将来人口推計、③人口の将来展望で重視する視点

- ・山形県人口ビジョンを踏まえ、現行の将来推計より現実的な推計が検討されており、かつ影響について合理的に分析がなされていること
- ・本市の長所や短所、強みや弱みなどを十分に理解し、将来に向けた方向性を合理的に示すことができること
- ・目指すべき人口の将来推計手法（自然増減・社会増減の条件）がわかりやすく示されていること

(2) 人口ビジョン改定案の作成

上記分析等を踏まえ、発注者と協議のうえ、現鶴岡市人口ビジョン、国、県、他自治体の同等の計画などを参考にし、鶴岡市人口ビジョンの構成を立案し、改定案を作成する。

5 打合せ協議等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督職員は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、受注者は、打合せの内容に応じて月1回程度の頻度の打ち合わせを実施（オンライン可）し、本業務の進捗状況報告、その他必要な打合せを行うものとする。

6 配置技術者等

本業務において、専門的な立場で人口ビジョンの策定について支援できる業務責任者、業務担当者を配置するものとする。

また、本業務は、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮するものとする。

7 納品物

- ・ 鶴岡市人口ビジョン改定案 10 部
- ・ 鶴岡市人口ビジョン改定案（概要版） 10 部
- ・ 委託業務に係る電子データを記録させた媒体（CD-ROM 等） 一式

8 納入期限

最終納入期限は令和8年2月27日（金）とするが、素案については令和7年10月末をめぐりに提出するものとする。

9 納品場所

鶴岡市企画部政策企画課

10 その他

(1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づき作成し、本市と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分なし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。

- (3)受注者は、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4)受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において、復旧することとする。
- (5)本業務の遂行に当たって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (6)本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定することとする。